

津久井やまゆり園事件 10 年を機に共生社会の実現をめざす決議

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、19 名もの尊い命が奪われ、27 名が負傷するという痛ましい事件が発生し、早 10 年という月日が流れようとしている。

改めて、この凄惨な事件によりお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、最愛のご家族を失い、癒えることのない深い悲しみに向き合ってこられたご遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

神奈川県議会は、この事件が、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたことを重く受けとめ、県と共同し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、障がい者に対するいかなる偏見や差別も断じて容認することなく、すべての人のいのちを大切にし、一人ひとりの人格と個性が尊重され、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現に向け、真摯に取り組む決意を内外に示すとともに、その理念の普及に努めてきた。

今一度、憲章を定めるに当たり誓った、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざすとの思いを、県民の皆様と分かち合い、様々な取組を推し進めていくことが求められている。

よって神奈川県議会は、事件発生から 10 年を機に、決して事件を風化させてはならないとの思いを深く胸に刻み、一人ひとりの命と個性、人格が尊重される共生社会の実現に向けて、停滞させることなく歩みを進めていく決意を新たにするとともに、引き続き、最善を尽くすことを、改めて、ここに誓う。

以上のとおり決議する。

令和 8 年 7 月 13 日

神 奈 川 県 議 会